

## 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の市政に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民及び市が協働による住みよいまちをつくることを目的とする。

### 【解説】

市は総合計画における基本構想を理念に、市民と共に自治の運営に取り組んできました。また、市はこれまで市民参加を推進してきましたし、自治会のみならずNPOもさまざまな活動を展開しだしています。そこで、総合計画の理念を基本にして、これからの「まちづくり」のさらなる発展のため、市と市民との関係を見直し、参加や協働のルールを定める必要性が生じました。

市は本条で述べる目的に向けて鋭意努力することは言うまでもありませんが、市民と共により良い協働関係を創り上げて行くためには、本条例も市民と市が共に育てていくべきものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参画 市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。
- (3) 協働 市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。
- (4) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の施策の企画立案、意見交換、提言等を行うため要綱等により設置する委員会等をいう。
- (5) 市民提案 市民が自ら施策を提案し、又は市の求めに応じて市民が提案することに対して、その提案の概要、提案に対する市の考え及び結果を公表する手続をいう。
- (6) ワークショップ 市の施策の策定に当たり、一定の案に集約するため、市民が参加し、各種共同作業等を行い、施策について議論する方法をいう。
- (7) パブリックコメント 市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え及び結果を公表する手続をいう。

**【解説】**

本条では、これからの「まちづくり」に必要な用語とその積極的な意味について説明しています。

「市民」については、市内に生活の本拠を有する住民に限定し、住民がより良い権利行使ができるようにすべきであるという考え方もあります。しかし、本条例は、住所が市内になくても芦屋市に貢献する法人などの団体も積極的に市民と解釈し、広く英知を結集して、より良いまちづくりを行おうとすることを目指しています。従いまして、芦屋市に通勤や通学される方々にも積極的にまちづくりに協力を求めることとなります。

「市民参画」は、市が市民の意見を聞いて判断するという広聴とは異なり、市民が市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に直接参加すること

を意味しています。従って、この市民参画の理念に向けて、市は積極的に市民参画手続を改善していくこととなります。

「協働」の定義は様々ですが、まずは本条のように定義し、第15条で述べる協働の拠点を中心に、協働のより良きあり方を追求することが大切です。

「審議会等」は、市の政策形成に影響を及ぼす重要な機関ですので、本条例の趣旨に沿う形で「審議会等」の発展を考える必要があります。

「市民提案」は、市民の提案を前提に、市が施策に取り入れたり、協働実施を検討したりすることで、市民と市との関係の改革のためには重要な手段です。

「ワークショップ」は、市民の意見を集約する有力な手段と考えられています。ワークショップには様々な手法がありますので、いろいろな場面で積極的に採用していけば、より良きワークショップの手法の発展に、ひいてはまちづくりに貢献することとなります。

「パブリックコメント」は、計画案などについて、市民の意見を聴取する有力な手段として、各地方公共団体で採用されつつあります。

(基本原則)

第3条 市民及び市は、次に掲げる原則を踏まえ、市民参画及び協働の推進を図るものとする。

- (1) 自立の原則 市民は、自らの意思により市民参画及び協働の推進を行い、市は、市民活動の自主性を尊重する。
- (2) 対等の原則 市民及び市は、対等の関係として市民参画及び協働の推進を行う。
- (3) 相互理解及び協力の原則 市民及び市は、市民参画及び協働の推進の目的を共有し、信頼関係の醸成と相互協力関係の形成に努める。
- (4) 情報の提供及び共有の原則 市民参画及び協働の推進に関する情報について、市民は自らの持つ活動の情報を提供し、市は積極的に情報を公開し、互いに共有する。
- (5) 評価と説明の原則 市民参画及び協働による施策の実施にかかわる市民は、それぞれが担った役割の成果について評価と説明を行い、市は、市民参画及び協働により行う施策の実施について、評価と説明の責任を持つ。

**【解説】**

本条は、芦屋市の市民参画や協働を推進するための、市と市民が共有すべき原則を定めたものです。

代議制民主主義が大前提であり、選挙で選ばれた首長や議会には法に定められた権限を運用する権利がありますので、市政運営にあたっては透明性を高め、民主的な運営が保障されなければなりません。従って、「情報の提供及び共有の原則」や「評価と説明の原則」は重要となります。

このことを前提に、「相互理解及び協力の原則」、「自立の原則」ならびに「対等の原則」が生きてくるのです。「対等の原則」については、地域課題を解決するため、あるいは市民参画の手續や協働の推進のため、市と市民は対等の立場で話し合い、それぞれの役割と責任を果たすことを意味しています。

(市の責務)

第4条 市は、市民の市民参画及び協働への意識と意欲を高めるよう啓発を行う。

2 市は、市民が市政について必要とする情報を積極的に公開する。

3 市は、市民が容易に市政に参画し、協働を推進できるよう創意工夫を行う。

**【解説】**

市民参画も協働も市が精力的に推進する姿勢を示さない限り、なかなか前進しないと考えられます。従って、まず市の責務の重要性を宣言しています。

(市民の責務)

第5条 市民は、協働の精神の下で市民参画に取り組み、公共の利益を図ることを基本として、積極的な協働に努める。

**【解説】**

現実には全ての市民が市民参画や協働に積極的であるわけではありません。しかしながら、住みよいまちをつくるためには、市民も責任と義務を自覚することが必要となりますので、本条で宣言しています。

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の手続の対象となる施策は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定又は重要な変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃
- (3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等若しくはその利用や運営に関する方針の策定又はそれらの重要な変更
- (4) その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施策については、市民参画の手続を行わないことができる。

- (1) 法令又は条例に施策の実施の基準が定められ、当該基準に基づき行うもの
- (2) 市税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、緊急を要するものその他やむを得ない理由があるもの

**【解説】**

本条は市民参画の対象を定めたものでありますが、これまでに市が市民参画で取り組んできた領域を整理し、他の市で定めている領域を勘案した結果、まずは本条で定める領域を市民参画の領域とするものである。

もちろん、第4条で宣言したように、市は積極的に市民参画に取り組むべきであり、本条2項はやむを得ない正当な理由がある場合に限定することは言うまでもありません。また、法制度改革により、例えば指定管理者制度により指定管理者が使用料、手数料を設定することは法制度上可能とするなど法制度改革も流動的であり、必要に応じて市は市民参画が柔軟に対応できるよう、前向きに検討する必要があります。しかしながら、地方自治法上、市税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関する直接請求は認められていませんので、本条例もこの考え方を当面踏襲することとしました。

(市民参画の手続)

第7条 この条例における市民参画の手続は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の活用
- (2) 市民提案の活用
- (3) ワークショップの開催
- (4) パブリックコメントの活用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める協議会、公聴会等の活用

2 市は、手続の実施に当たっては、前項各号の手続のうちから、適切かつ効果的なものを選択し、実施しなければならない。

**【解説】**

本条は、市民参加の手続きに関する手法を列挙したものです。本条第1項第5項に定められているように、これらは例示であり、市と市民との協働により新たな参加手法の開発にも努める必要があります。本条の中では、市民提案制度は、市民を主人公に据えた発想に基づく手法で、これから新たにスタートしていくものです。

なお、他市の類似条例には住民投票について定めているものもあります。市では、抜き差しならない問題が発生した場合に、必要に応じて議会が住民投票条例を定めることができるので、住民投票は重要な手続きではあるが、今回は以下の理由で割愛しました。それは、まずは市民の英知を結集して、住みよいまちをつくることが先決であり、そのためには住民投票の必要性が生じないように、住民参画や協働を徹底してすすめていくことを優先すべきと判断しました。



(審議会等)

第8条 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、他の審議会等における委員の就任状況、構成等を勘案し、選任するよう努めるものとする。

2 市は、審議会等に市民公募による委員を1人以上選任するよう努めなければならない。

**【解説】**

審議会には、当該審議会にとって適切な市民代表、専門家が選任されなければなりません。そのために、これまで意見の反映が少なかった女性比率を高めることは言うまでもなく、公募委員も積極的に採用していくことが必要です。

(市民提案)

第9条 市民は、市民提案により具体的な施策を提案することができる。

2 市は、市民から施策に対する提案を求めようとするときは、あらかじめ次の事項を公表する。

- (1) 対象事項の目的
- (2) 提案の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他提案に関する必要な事項

3 市は、市民からの提案について検討を行い、市の考え及び検討結果を公表する。ただし、芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）の趣旨に照らし、公表することが不相当と認められる部分（第11条第3項において「非公開情報部分」という。）については、公表しない。

**【解説】**

本条は、市は市の求める施策について市民提案を公募する場合に加えて、より積極的に主人公である市民の提案を恒常的に求め、市民と市が協働して実施できるか否かの検討を行うことを目的に設置しています。

市民からの提案については、市の各部署が横断的、公正に審査するシステムを設けるなど、市は市民提案に積極的に対応していきます。また、採用、不採用にかかわらず、その審査結果について市は説明責任を果たす努力をします。

芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例施行規則

(市民提案の手続)

第2条 条例第9条第1項の規定に基づき市民提案を行おうとする市民は、市民提案書（様式第1号）に必要事項を記載し、提出するものとする。

2 条例第9条第2項各号に規定する事項は、提案を求める日の10日前までに公表するものとする。

3 市民提案の検討結果及びその理由は、提出期限から起算して6月を超えない範囲内において提案者に通知し、検討結果及びその理由を公表する。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その理由を公表した上で延長することができる。

(ワークショップ)

第10条 市は、ワークショップを開催するときは、広く市民の参加を求め、素案の合意形成が図られるよう努めなければならない。

**【解説】**

ワークショップについては、様々な手法があり、市は市民と協働で新たな手法開発に努めつつ、本条の趣旨を十分に果たしていく努力が求められています。

芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例施行規則

(ワークショップの手續)

第3条 条例第10条の規定に基づきワークショップを開催するときは、市は、次の事項を公表する。

- (1) 開催日時及び開催場所
  - (2) 対象事項の案及び関係資料
  - (3) その他必要な事項
- 2 前項に規定する事項は、ワークショップの開催日の1月前までに公表するものとする。
- 3 市は、ワークショップを行うときは、開催日時等に配慮し、市民が参加しやすい環境づくりに努めるものとする。
- 4 ワorkshopに参加しようとする市民は、ワークショップ参加申込書(様式第2号)に必要事項を記載し、市に提出するものとする。
- 5 市は、ワークショップを開催したときは、開催結果を3月を超えない範囲内において作成し、公表する。

(パブリックコメント)

第11条 市は、パブリックコメントを実施しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表する。

- (1) 対象事項の案及び関係資料
- (2) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他意見に関する必要な事項

2 意見の提出期間は、原則として1月以上とする。ただし、緊急の必要があるときその他やむを得ないときは、その理由を公表した上で意見の提出期間を短縮することができる。

3 市は、提出された意見について検討を行い、市の考え及び検討結果を公表する。ただし、非公開情報部分については、公表しない。

#### 【解説】

パブリックコメントについては、他の市民参画手続との関係も勘案しつつ、より効果が上がるよう実施していくことが求められています。また、パブリックコメントについて、市が市の考えを回答する責任を負うことは言うまでもありませんが、必要に応じて市民相互の意見交換の場を設定し、市民が主体的に意見調整する場合も考えられます。

芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例施行規則

(パブリックコメントの手続)

第4条 条例第11条第1項各号に規定する事項は、パブリックコメントの実施日の10日前までに公表するものとする。

2 条例第11条第1項第2号に規定する提出方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 担当の所管課への提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が適当と認める方法

3 市は、市民からの意見について総合的に検討を行い、提出期限から起算して3月を超えない範囲内において、検討結果及びその理由を公表する。

(市民参画の手續の実施時期)

第12条 市は、市民参画の対象となる施策の決定前のできるだけ早い時期から市民参画の手續を実施するよう努めなければならない。

**【解説】**

市民参画は、市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に市民が直接参加することですから、施策の決定にあたっては、可能な限り早期から市民参画が必要となります。従って、早期から、どのような市民参画の手續を採用し、どのように市民参画の手續を組み立てていくかについて、市は市民と共に開発していくとともに、積極的に市民参画を実施していきます。

(市民参画の手續の公表)

第13条 市民参画の手續に関する事項を公表するときは、次に掲げる方法のうちから適切な方法により行うものとする。

- (1) 担当の所管課での閲覧
- (2) 市広報紙への掲載
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) 行政情報コーナーでの閲覧
- (5) その他効果的に周知できる方法

**【解説】**

市民参画を推進する前提として、市は市民参画の手續に関する情報を広く市民に提供しなければなりません。そのために、本条は、市が効果的に市民に周知する方法を定めたものです。

(実施予定及び実施状況の公表)

第14条 市は、毎年度、その年度における市民参画の手続の実施予定及び前年度における市民参画の手続の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

**【解説】**

本条は、第17条の推進計画の公表と前年度の実施状況の公表を義務付けているものです。後者の前年度の実施状況については、行政評価とリンクして適切な公表ができるように努めることが市に求められています。

(協働の拠点)

第15条 市は、市民参画及び協働の推進を図るため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動する個人及び市民活動団体（次条において「市民活動団体等」という。）の協働の拠点を設置する。

2 前項の協働の拠点の運営については、市民が市の協力を得て行うものとする。

### 【解説】

協働の拠点を設けることで、市と市民（市民活動団体含む）との相互交流、情報の共有化を推進すると共に、市民相互の交流や連携を活性化させることが可能となります。この基盤が形成されることによって、課題解決や住みよいまちづくりのための、協働関係や役割分担関係をより良い方向へ発展させていくことができます。

この協働の拠点は、NPOだけのものではなく、自治会やボランティア団体など幅広く市民活動団体が交流する拠点となることが、特色です。

協働の拠点は、市民による自立した運営が可能となるまでは、市が自立化支援を行っていきます。



(市民活動団体等への支援)

第16条 市は、市民活動団体等に対して、その活動の支援に努める。

**【解説】**

本条は、市が市民活動団体に市民公益活動支援を積極的に行うことを定めたものです。NPOだけでなく、自治会やボランティア団体など、公益活動を行う全ての市民活動団体が対象となります。前条の、協働の拠点も市の支援の一つですが、それ以外にも多様な市民公益活動支援に市は努めてまいります。

(推進計画)

第17条 市は、市民参画及び協働による市政を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定め、実施するものとする。

2 市は、推進計画を定め、又は変更するときは、その内容を公表するものとする。

**【解説】**

推進計画には、市民参画及び協働の理念、指針を盛り込むと共に、市全体あるいは部署毎の年間計画を定め、推進計画を年度当初に公表するものがあります。

推進計画は、市が市民に市民参画や協働の姿勢を示す最も重要な計画であり、行政評価の基準にもなります。その時々地域社会や行政の状況を前提に、実施可能な推進計画を建てるとともに、毎年より前向きに発展していくように市は努めます。

(芦屋市市民参画協働推進会議への諮問)

第18条 市長は、推進計画の策定、推進計画の進行状況その他推進計画に関し必要な事項については、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する芦屋市市民参画協働推進会議に諮るものとする。

**【解説】**

芦屋市市民参画協働推進会議は、市長の諮問に応じて、推進計画の進行管理や外部評価の機能を果たすと共に、市民参画や協働について改善、改革の提言を行う機関である。従って、市長は最も効果の上がる適切な市民等を同推進会議の委員に選任するように努め、同会議は原則として公開の場で開催されなければならない。

(補則)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、市民参画の手続を実施することが困難なものについては、第8条から第11条までの規定は適用しない。

(検討)

3 市は、社会情勢の変化及び市民参画の推進状況に応じて検討を加え、その結果に基づいて、5年以内を目途にこの条例の見直し等の必要な措置を講じるものとする。

**【解説】**

本条例は、市民と市が共に育てる条例である。従って、必要があれば早期に見直し、より良い条例に改善していく必要がある。そのために、5年以内と言う期限を設定したものです。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

4 芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長芦屋市総合計画審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市市民参画協働推進会議	市民参画に関する事項の調査審議	8人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市民団体の代表者	2年
---------------	-----------------	------	-------------------------------------	----

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表芦屋市総合計画審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市市民参画協働推進会議	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200